

# 清代洋銅官商范氏一族の軌跡

華 立

## はじめに

清代では、国家の貨幣鑄造関係上、日本からの銅材輸入が不可欠であった。日本銅は「洋銅」または「棹銅」と呼ばれ、洋銅貿易が必需であったから、一般に海外貿易に関心の低い清朝でも、長崎貿易だけは例外であった。当時、「東洋可去船、南洋不可去船、西洋聽其自来」の言葉に象徴されるように、清朝は国家統制のもとで積極的に商船（「銅船」ともいう）を「東洋」日本へ送り出し、日本銅の安定した供給が実現されるよう入念に対策を練っていた。

清初から乾隆期にかけて、清朝の弁銅体制は改廢を繰り返した。乾隆二十年（1755）、官商と民商（額商ともいう）の併用による弁銅体制が最終的に確立し、咸豊末年（1860）までの百余年間、その制度が維持された。

乾隆期の官・民両商による洋銅貿易のなかで、初代洋銅官商に指定され、およそ四十年間その任を担いつづけたのが山西商人范氏一族である。すでに先学の研究で知られているように、山西省介休県出身の范氏は、明代の辺境貿易で家業を拡大し、モンゴル諸部と接しながら遼東方面に進出し、早くから清朝側と貿易関係をもった。そのため、清朝入関後まもなく、范氏が内務府に所属するようになり、以後、内務府商人（「皇商」ともいう）として多様な事業を展開した。

これまで、范氏一族の系譜や内務府商人としての性格についてはすでに専論がある<sup>1)</sup>。また日清貿易史の研究においても、范氏集団の存在はしばしば言及されてきた<sup>2)</sup>。だが、洋銅官商として重要な位置を占める范氏一族が、洋銅貿易への参入から事業破綻に至る経緯については、まだ解明されていない点が多ならず、検討の余地が残されている。

そこで筆者は、先学の研究成果を踏まえながら新しい史料を加えて整理・補足し、范氏一族の洋銅貿易における軌跡を全面解明することを通して、前近代中国の海外貿易における洋銅官商像に迫ってみたい。

## 一、乾隆朝の弁銅体制と范氏の参入

乾隆朝以前の弁銅体制については複数の先行研究があり、なかでも香坂昌紀・劉序楓両氏の論考が詳しい<sup>3)</sup>。康熙から雍正年間にかけて、洋銅の調達をめぐるさまざまな政策が施され、それによって弁銅制度の改廢が頻繁に行われた。その間の移り変わりを簡約に整理すると、康熙前期では「関差弁銅制」（各地の税関監督に所定額の弁銅を課す）、康熙三十八年（1699）からの約十年間は少数の内務府商人による「商人弁銅制」、康熙五十五年（1716）からは「分省弁銅制」、などが実施されていた。最後の「分省弁銅」制度では、はじめに安徽、江蘇、浙江、江西、湖南、湖北、福建、広東の八省が実施の範囲となり、各省の長官に洋銅上納の責任額が定められたが、のち国内の「滇銅」（＝雲南銅）の増産にともない五省（江蘇、浙江、福建、安徽、江西）、に範囲が縮小され、また一時期には江蘇・浙江の二省による洋銅「総弁」という方法も試された。

上記の各制度や方法をみると、名目と実施要領において各々異なる点があるものの、制度の根底にある発想としてはむしろ共通していた。すなわち、「官募商人」、「領帑出洋」といった表現があるように、指定された官僚に弁銅の責任を負わせ、各官のもとで商人を募り、帑金（国庫の公金）を持たせて洋銅を購入する、いわゆる「官弁洋銅」のやり方を基本としていた。しかし康熙年間以来弁銅の方法が変更や修正で絶えず揺れ動いていたことから推察されるように、いずれの方法も実施の過程で問題が起り行き詰っていた。何よりも莫大な帑金を支出したにもかかわらず、所定期間内の洋銅上納額がつねに不足していたことが、清朝にとって深刻な悩みであった。

乾隆元年（1736）一月、戸部侍郎兼工部侍郎の李紱が「奏為買銅之官商交困、請用滇銅以制狡倭以資鼓鑄」と題して上奏し、現行の弁銅制度では洋銅供給の任務を果たせず、帑金が回収困難に陥っている上、弁銅を請負っている官

や商も被害を蒙っていると指摘し、今後は洋銅の購入を取りやめ、専ら国内産の滇銅に頼るべきであると進言した<sup>4)</sup>。李氏につづいて同年三月と五月、江蘇巡撫顧琮、同省布政使張渠（のちは江蘇巡撫）もそれぞれ上奏した。後者の二人は、現行制度の弊害が大きく銅政の改革が待てない状況にあることに異論はないが、滇銅のみでは貨幣鑄造に必要な銅材の安定した供給が保証されないため、洋銅と滇銅の併用は今後も不可欠であるとした<sup>5)</sup>。両者の進言に対して乾隆帝は後者の意見を是とし、以後、「洋滇分弁」の大枠のもとで「銅政改革」の議論が進められた。清朝国家にとってもっとも肝要である「京局」、すなわち北京の両鑄錢局（戸部の宝泉局と工部の宝源局）の造幣用銅は国内産の滇銅に切り換えることとなったが、江蘇・浙江など東南地方の造幣に必要な銅材は、従来とおりの洋銅使用にとどまった。

京局の造幣に供給する銅材を滇銅で賄うことから、洋銅の需要量がピーク時の四百四十三万觔から二百万觔台に下がり、調達負担が以前に比べ軽減された。だが、どのようにすれば安定した洋銅の調達が実現するかという課題が残った。

乾隆三年（1738）、洋銅の「積欠」（長年累積された洋銅の欠額分）問題を整理するために清朝は日本への派船を一年間中止させ、「欠額者」（帑金を受領しても洋銅の納入額を果たせなかった下請け商人）の責任追及とともに日本貿易の照票（信牌ともいう貿易許可書）を彼らから取り上げた。その整理が一段落つくと、旧来の制度を廃棄して、「另招自携資本之新商、即給與旧商倭照、出洋採銅、俟弁回時、與浙江分買供鑄」とした<sup>6)</sup>。すなわち、自己資本で日本へ渡り洋銅を購入する民間商人（いわゆる「自本商人」）を改めて募集し、その商船が運んできた洋銅額の半分を江蘇省と浙江省の鑄錢局が買い上げる<sup>7)</sup>、という方法に乗り出した。なお商人の応募資格については、

各省商人出洋買銅者、報明江浙督撫、給予執照、令其出洋購買。如在京有家道殷實之商、願赴洋買銅者、取具保結、赴部具呈、由部奏明給予執照、行文江浙督撫、亦令其出洋採買。

とあり、江蘇・浙江の商人とは限らず、各省および北京在住の財力ある「殷實」商人でも、所管官庁（北京の戸部または江蘇・浙江の総督・巡撫衙門）に届出

れば、許可を得たうえで「出洋採買」（海外から調達すること）が可能になる<sup>8)</sup>。

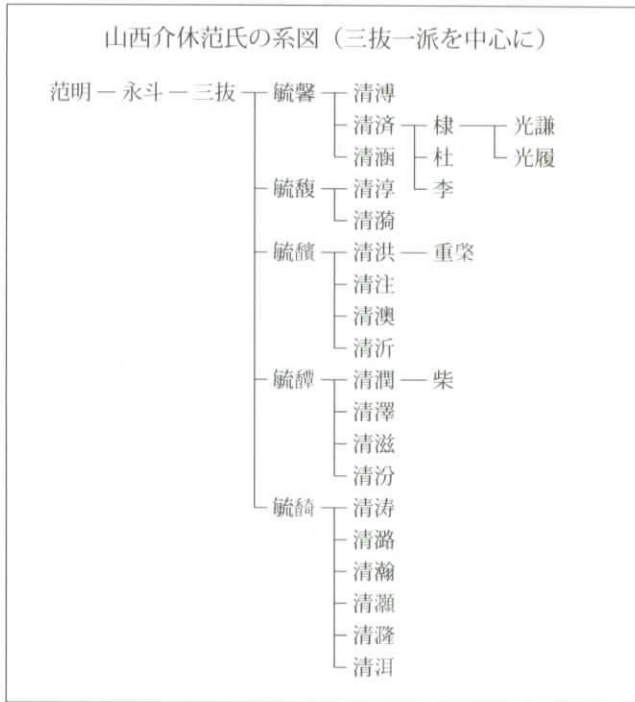
「官弁洋銅」から「商弁洋銅」への転換で、公金の前渡しが必要となり、よって弁銅失敗によって生じる国家資金の損失が回避可能となった。従来制度では担当官僚が連帯責任を問われ、厳罰に処されることが多発していたが、その問題もあわせて解消されることとなる。だが一方、民間商人の自発的弁銅に任せる方法では公的拘束力が弱い。また官銅に比べ商銅の買収価格も高くなっている。海上の天候、商人の資本能力、市場における銅の需要と価格の変動など、あらゆる要素が官府の買い取り可能な商銅の量に影響を及ぼすため、商銅のみでは洋銅供給の安定性に欠ける。乾隆五年（1740）浙江省には、「因民間需錢孔迫、洋商自弁之銅、一時未能即到、応請發帑赴滇採買余銅、先行開鑄」という事態が起きた。自本商人の銅船帰国遅れにより銅銭の鑄造が開始できず、地方の貨幣流通に支障を来し、緊急措置として帑金を受領して雲南から余銅を購入しなければならなかったのである<sup>9)</sup>。

乾隆八年（1743）、各省に鑄銭局が相次いで成立するなか、民間商人の自費弁銅と並行して、別に「官商」を指定して洋銅採買に参入させることが決定された。指名を受けて登場したのが、山西介休県出身の内務府商人范毓績であった。

前述のように、山西介休范氏にまつわる先行研究はすでに多数ある。その成果をもとに一族の系図をまず示しておこう<sup>10)</sup>。

下図の如く、范毓績は、祖父を永斗、父を三抜といい、五人兄弟中の三男として生まれた。祖父の永斗はすなわち明代以来の辺境貿易で活躍し、清の順治帝から信頼され初めて内務府に籍を置けた人物である。よって范毓績は父親の三抜について一家のなかでは三代目の内務府商人となる。

范毓績の墓表や碑銘の諸史料によれば、商才に長ける彼は若いころから父親とともに貿易に励み、やがて「諸凡銅・鉛・馬匹・塩菜、皆肩任」といわれるほど、清朝の国家事業である鉛・銅・塩・毛皮・人參・木材などの販運を担う大商人に成長した。康熙・雍正年間の対ジュンガル戦争の際に、彼は軍米や馬匹・駱駝などの軍需物資を前線に送り、その業績が高く評価され、太僕寺卿（従三品）の銜を授与され、章服は官位二品と同じという優遇を賜った<sup>11)</sup>。さら



に洋銅関係において范氏は、康熙年間には内務府商人王綱明の仲間として弁銅活動に一時参加し、のち乾隆三年には、北京在住の「殷実」商人として自費弁銅に応募した。劉序楓によれば、乾隆五、六、七の三年間は洋銅の連続輸入で大きな利益を上げたという<sup>12)</sup>。

言うまでもなく、乾隆八年范氏の洋銅官商指名には、こうした一族と清朝皇室との深い関係や、これまでの弁銅業績が無関係ではなかった。しかし一番の決め手となった理由はこのほかにあった。それが、内務府商人として清朝国家に負った債務問題であった。

『清朝文献通考』卷十六、乾隆九年（1744）の条に

戸部議言、官商范毓釐有承弁運米・運塩及售参票未完各項銀一百一十四万余両、応令其弁銅完補。毎年弁洋銅一百三十万觔、解運直隸保定府三十万觔、陝西西安府三十万觔、江蘇蘇州府二十万觔、江西南



昌府二十五万觔、湖北武昌府二十五万觔。

とあり、汪由敦撰文の「贈中憲大夫太僕寺卿范府君毓績墓表」にも、

乾隆三年、奉命採弁洋銅、運京局以抵分限應輸之数。……八年部議、以  
應折參餉及所運運值凡百十四万兩有奇、悉弁洋銅、輸西安、保定、湖北、  
江西、江蘇五布政使司備鼓鑄<sup>13)</sup>。

とあったように、乾隆八年の時に范毓績は、内務府商人として請負っていた「運米・運塩・售参票」などの事業で大きな「虧空」（赤字）を生み出し、その額が一百一十四万余兩にのぼっていた。この負債額の整理と完済を要求する清朝は范氏を洋銅官商の任につけ、弁銅を通じて負債額に相当する洋銅の上納を命じた。具体的には、年間洋銅百三十万觔を日本から調達し、直隸、陝西、江蘇、江西、湖北の五省に運んで各地の貨幣鑄造に供する（のち浙江省の造幣用銅も含まれる）、という任務であった。なお債務完済の期限は六年とされた。

范毓績の洋銅官商就任は、一見したところ、旧制の「官弁洋銅」が復活されたかのようにも見えるが、実際は異なる事情が存在した。ここでとくに注目を要するのは、范氏の弁銅資金の在り方である。

そもそも洋銅の「官弁」と「商弁」の大きな違いは、資金の持ち方にあった。「官弁」とは、国があらかじめ弁銅資金を請負商人に預け、洋銅を納入してからその精算を行う、いわゆる「先帑後銅」方式である。これに対し「商弁」は、商人が自己資本で洋銅を購入してから国がそれを一定の価格で買い取る、いわゆる「先銅後帑」方式であった。言うまでもなく、「先帑後銅」に比べ「先銅後帑」のほうが商人にとっては資金回転の問題があり、個人の危険負担が大きい。やはりその点を考慮して清朝は商銅の買い取り価格を官銅より高く設定し、百觔あたりで官銅が十三兩五錢であるに対して商銅は十七兩五錢、すなわち百觔ごとに四兩の差がついていた<sup>14)</sup>。

ところで洋銅官商になった范氏の場合はどうであろうか。国家に対する債務がすでに存在することから、それ以上の公金の前貸しは許されなかった。したがって従来の「先帑」は行わず、弁銅開始にあたる資金の準備は范氏自身の努力に委ねられた。他方、上納する洋銅は官銅扱いのため、価格は商銅より低く抑えられた。このようにして、清朝は「債務弁済」を大義名分に、帑金の抛出

を抜きにして洋銅官商としての義務だけを范氏に押しつけた。清朝にとってこれは資金面のリスクを負わずに洋銅の調達を確保する、いわば「一石二鳥」のやり方であろうが、洋銅官商になった范毓績にとっては、はじめから苦しいスタートであった。

## 二、弁銅経緯と責任者の交代

范氏一族の洋銅官商のポストは、范毓績以降、范清注→范清洪→范清濟の順で受け継がれた。ただし交替の時期や各段階における弁銅活動の実態などは、必ずしも十分に知られていない。初代洋銅官商范毓績に関しても、任務引き受け後の運営状況や彼の卒年など、史料の制約があって不明な点が多かったが、筆者が中国第一歴史档案馆で調べたところ、乾隆十一年（1746）二月十五日付けのある上奏文から、重要な手掛かりを得ることができた。

臣兄毓績受恩深重、罔顧艱險、遵即湊銀兩、遣子清注赴蘇置貨、價弁出洋易銅、自乾隆九年六月起至十年十一月、共弁出洋船二十二隻、報明蘇撫在案、約可得銅二百八十余萬觔、足敷兩年額弁之數。但登船至今、將及二載、直至上年十二月始有一船回棹、余船尚無歸期。

細詢倭地情形、人多狡詐、船隻到彼、即將人貨另圈一寨、不容出入、貨物任其作價、不由自主。船隻無論官商民商、總以到去先後輪番配銅開兌。且彼處產銅每年不過二百余萬觔、紅毛去船坐定配銅一百余萬觔、所余之銅僅百餘萬觔、每年官弁民商去船不敷配搭、倭人居奇。再查乾隆九・十兩年內閩浙江廣民船以及臣姪所兌之船、共四十余隻、以彼所產之銅核計、現到洋船約得四年方能全數回還。……險隔重洋、歸期遲滯、是以未能副限。現今甲子・乙丑兩年、臣姪弁出洋船二十余号、止得一号歸來、實緣倭地銅觔短少、每歲僅可得銅七八十萬觔、若照從前部議、勢所不能、如再多兌船去、回棹更難期必、終於鼓鑄無益。且將完之帑項置貨、久擱外洋、亦屬可慮。……叩求聖主慈照、所有已經弁出乙丑・丙寅二年之銅觔、俟洋船到日、仍照原議之數分運各省外、尚有未弁之銅觔、原限至辛未年清完、懇乞皇上格外恩准、自丁卯年為始、每年弁銅八十萬觔、至甲戌年清

完。庶倭人無恃居奇、銅觔可以易得、鼓鑄有益、帑項可清、不惟臣與臣姪拳家永戴皇仁、即臣兄毓績生前犬馬報效之心亦慰<sup>15)</sup>。(文中の段落は読みやすくするために筆者がつけたものである)

すなわちこの上奏文は、直隸正定総兵官である范毓績の弟范毓綺が、亡き兄范毓績とおい范清注にかわって陳情したものである。これによれば、范毓績は洋銅官商に指名されたのち、自力で資金を工面して、二男范清注を蘇州に派遣した。清注は乾隆九年六月から翌年十一月まで、二十二隻の銅船を海外に送り、年間上納額の二年分に相当する二十八万觔の洋銅を一気に獲得しようとした。ところが長崎での洋銅調達はずまく行かず、最初の銅船が出帆して一年半以上が経った乾隆十年（1745）十二月に、ようやく一隻ばかりの銅船が帰港した。この不測の事態により、所定の納入期限を大幅に過ぎて洋銅を手でできなかった。また、范毓績について、上奏文が出た乾隆十一年二月の時点ではすでに死去しているという。上奏文はその死因についての明言はないが、范毓績の墓表には「心力交疲、病致不起」<sup>16)</sup>とあり、洋銅調達の心労が彼の死に拍車をかけたとも考えられる。これをみれば、少なくとも乾隆十一年の早い時期に、范氏一族内では官商責任者の交替が起きており、息子の范清注が父親に取って代わった。

范清注は、今回の調達失敗の最大要因が日本側の銅産出量減にあるという。年産二百万觔余りの日本銅のうち、半分に相当する百万觔余りがオランダ船に配銅され、残りの半分だけが中国の銅船に割り当てられている。もともと銅の供給量が少ない上、范氏の官銅船のほか、中国各省から来た自本商人の民銅船も二十隻ほどあり、合計四十数隻の船が百万余觔の銅の割り当てを待っていた。しかも長崎奉行が早く入港した者の順で配銅するため、官銅船でもその番を待たねばならない。こうした諸々の事情により范氏船の帰りは遅くなるばかりであった。苦境に陥った范清注は、現在の責任額では無理があり、その額を減じて年間八十万觔の納入とし、あわせて債務完済の最終期限も先延ばしできるよう叔父范毓綺を通じて朝廷に懇願したところ、乾隆帝に「恩准」された。

乾隆十四年（1749）、以上のような弁銅事情を背景に、または日本側の貿易規制に対応するため、弁銅制度に新しい規定が加わった。



乾隆十四年議、採弁洋銅毎年額定十五船、除官商范清注銅船係領帑弁銅外、民商自弁者共十二船、応請即以見弁十二人為商額、毎年發十二船置貨出洋。約需自備銅本銀二十八万八千余兩、弁銅一百五十万觔、仍照旧定官收一半之例、江浙二省分買。

すなわち、日本側の年間十五隻の船数制限に対して、それまでに明確ではなかった官商と民商の派船枠を、官商范清注から三隻、民商十二家から十二隻、との割合で決めたのである。官銅船より民銅船が圧倒的に優勢を占めたのは、范清注の資金困難でそれ以上の派船ができなかったからと考えられる。

その後、乾隆二十年、弁銅できる民商の人数と地域に関する制限も明文化された。

於乾隆二十年為始、増給布政司印照、以為海口稽查符驗。其有他商情願弁銅者、悉附十二額商名下、……至閩・粵洋商向不弁銅、仍照旧例、毋許私販<sup>17)</sup>。

とあるように、民商は乾隆十四年の十二名を最大枠とし、ほかに弁銅希望の民間商人がいれば、十二の民商の下に入って前者に付随する形でのみ許される。なおそれまでには福建や広東からも商人の船が長崎に乗り込んで洋銅を運んでいたが、今後はそれを禁止するとした。ここに至り、一家の官商と十二家の民商（額商）による清朝の弁銅体制が完成をみた。

本来、清朝が范氏を洋銅官商につけた際、帑金の交付はしなかったものの、范氏が上納額以外に余銅をもっていれば、商銅として市場で販売してもよいとしていた<sup>18)</sup>。余銅の収益があれば資金繰りが改善されるという期待は、当然ながら范氏にもあった。乾隆九～十年、范清注が二十二隻の船を長崎に送って洋銅の大量獲得を狙った理由のひとつがここにあると思われる。しかし彼の弁銅は最初から難航し、年間の責任額を満たすことすら困難であった。その失敗があとあと尾を引き、范氏の資金状況は悪化の一途を辿った。

范清注は乾隆二十七年（1762）死去するまで、資金繰りのため何度か清朝の国庫から高利の帑金を借入れた。乾隆二十二年（1757）七月の「内務府来文」に、

窃注前後共欠銀三百三十七万一千余兩、歴年完過銀二百八十九万六千余

両、尚有未完銀四十五万五千余兩。現在採弁洋銅供解五省鼓鑄、注置貨出洋、必得資本二副、源源接濟、始可無誤。十七年蒙皇上天恩、免收家産、展限五年、捐糜頂踵、亦難仰報。惟是倭人狡詐、居奇勒措、貨到彼國、毫無利息。加以注所弁銅舫、水陸路程合算、每百舫只抵銷銀十三兩五錢、較之江浙等省收買洋銅、每百舫減價四兩、以致採弁愈艱。其所缺銀兩、俱以高利借貸、愈累愈深。雖採弁洋銅現無貽誤、而東挪西借、実出万難<sup>19)</sup>。

とあるように、当初の債務額は百十四万余兩であったが、年間上納額の減少（八十舫に減額したのち、乾隆十五年にはさらに五十万舫まで引き下げた）により弁済期間が延び、その分に多額の息銅（銅をもって納入する利息）が付き、その上高利の借金を繰り入れたため、十年経過後の乾隆二十年では、すでに銀二百八十九万六千兩を返済したにもかかわらず、なお四十五万五千余兩の債務が残っていた。

乾隆二十一年（1756）、弁銅資金が枯渇した范清注に、清朝は帑金二十万兩を追加で貸し付けた。これは年利一〇%、十年で「本利全還」を条件とするもので、よって范氏は従来の課税額に加え、毎年銀四万兩（元本と利息の合計）を上乗せして支払わねばならなかった。結局、范清注がこの借金を、約束の年間四万兩を支払えたのは初年度の乾隆二十一年のみで、以降は毎年滞納し、滞納分は利息とともに返済額に組み入れられたため、債務はあっという間に巨額なものとなった<sup>20)</sup>。乾隆二十七年、清注の死をきっかけに、兄の范清洪が「棄産変価、告退招商」すなわち家産を売却して国の債務に充て、それを条件に洋銅官商から退くと申し入れた<sup>21)</sup>。しかし洋銅額の確保を最優先とする清朝は、ほかに担い手が容易に見つからないとしてそれを認めなかった。范清洪が引き続き一年ほど弁銅したのち、乾隆二十九年（1764）から、いとこの范清済がその任を担うようになった。

范清済について、前掲の系図で示される如く、彼は毓績の長兄毓馨の二男として生まれ、毓績のおいにあたる。『介休県志』によれば、父親の毓馨は官界・商界で活躍した叔父毓績と異なり、郷里で平凡な生活を送っていたという<sup>22)</sup>。また弁銅に関わった范氏「清」字輩の三人のなかでは、毓績の息子である清注、

清洪兄弟はともに科挙合格者（清注は「順天恩科副榜貢生」、清洪は「順天舉人」）として官途につき、清注は主事から戸部広東司郎中、清洪は浙江寧紹台道員や戸部郎中など官職を歴任した。他方清済は貢生などを経て候選員外郎という資格を得たが、現職にはならなかった<sup>23)</sup>。

しかし官途では出世しなかった清済は、商人としての能力は清洪より優れていたようである。内務府からの報告に、

范清洪庸懦無能、斷難再令其承弁、查范毓齋之胞侄候選員外郎范清済、一向隨范毓齋在京生理、於營運之事、素所諳習、其人亦屬老練、若令此人接弁、似於完帑弁公尚有裨益<sup>24)</sup>。

とあり、商才に欠ける清洪と違って、清済は昔から北京で叔父毓齋について商いを学び、その道に明るいので弁銅の適任者であるとされたことがわかる。この記述から、洋銅官商のポストが范氏一族のなかでもっとも華やかだった毓齋の一派から毓馨の一派に移ったのは、清注が死去し清洪も弁銅に不向きという事情があったからだとみられる。さらに付言すれば、一般に范氏内の官商交代を范毓齋→范清注→范清洪→范清済の順としているが、担当年数の短さおよび上記の事情を鑑みて、范清洪を三代目の洋銅官商とみなすよりも、亡き弟清注といとこ清済のつなぎ役を一時期務めたとの見方が妥当かもしれない。

乾隆二十九年頃の范氏は、洋銅関係だけではなく、長年の官塩販運でも赤字が増大し、全面的な経営困難に陥っていた。そこで范清済は、就任早々諸事業の整頓に着手し、採算が取れなくなった河東塩（山西省）の経営権を二十二万両で売却して、長蘆塩（天津）のみ運営を継続した。他方清朝も、財力が疲弊している范氏が引き続き弁銅できるよう、「格外の恩」として范氏の家産を直ちに没収するとせず、無利息帑金三十万両を貸し付けて、五年の猶予期間付きで弁銅事業の立て直しを范清済に命じた<sup>25)</sup>。

### 三、弁銅活動の実態を垣間見て

乾隆三十年（1765）以後の十数年、范清済の苦心惨憺たる努力により、弁銅状況は以前に比べ幾分安定したように見える。この時期の記録は断片的なも

の多いが、量的には前の時期より多くなり、清朝と日本両方の記載からその運営の様子を垣間見ることが可能になる。以下、派船数の推移と弁銅の仕組みについて、若干の考察を加えたい。

## 1. 派船数の推移

范清注の時には年間三隻の派船であったのに対し、范清済に代わってその数が増え、乾隆二十九年には五隻、乾隆三十一年（1766）以降はおおむね年間七隻で推移した。この変化について、江浙総督高晋の上奏に、

查江浙二省弁銅商船、乾隆二十九年以前本有一十五隻、内范清注船三隻、額商楊裕和等船十二隻、嗣於乾隆二十九、三十一等年、因官商范清済有応交官項、先後して裁減商船四隻、添撥范清済名下弁運、該額商等尚有八隻。

とある<sup>26)</sup>。范氏の債務返済を促すため、商船（民銅船）の枠を二度にわたって減じ、その数を官銅船に繰り入れた。なお乾隆三十二年（1767）より、日本側の要望に応じて派船総数は二隻減って十三隻となるが、その分を民銅船から減らしているため、民銅船は六隻へ、官銅船は七隻の枠を据え置いた<sup>27)</sup>。范氏の派船枠についてほかの档案史料にも、

据（范清済の）商夥等供称、毎年応弁洋船七隻、通共約需成本二十万余兩、若七隻全開、応得銅七十万觔。

あるいは、

范清済自乾隆三十六年至四十五年、毎年弁洋船七隻、每船俱照洋規額配銅十万觔運回、余俱帶回別項雜貨銷售。

とあり<sup>28)</sup>、乾隆三十一年以降は年間「弁洋船七隻」が定例となっていたことがわかる。

次は范氏銅船の渡航実績を日本側の記録で検証してみたい。明和元年～天明元年（1764～1781、乾隆二十九年～四十六年）長崎に入港した官銅船と民銅船の数は、表1の通りである。（出典：『明安調方記・唐船宿町順』<sup>29)</sup>）



## 清代洋銅官商范氏一族の軌跡（華）

表 1

年代	范氏銅船	民(額)商銅船	その他	入港船総数
甲申（1764、明和元年／乾隆二十九年）	官7	民7		14隻
乙酉	官5	民7		12隻
丙戌	官5	民7		12隻
丁亥	官8	民5		13隻
戊子	官4	民5		9隻
己丑	官6	民6	その他1隻	13隻
庚寅	官4	民7	その他2隻	13隻
辛卯	官10	民3		13隻
壬辰（1772、安永元年／乾隆三十七年）	官6	民7		13隻
癸巳	官6	民7		13隻
甲午	官6	民4	明記無し3隻	13隻
乙未	官1	民4	明記無し8隻	13隻
丙申	官2	民2	明記無し9隻	13隻
丁酉	官3	民2	明記無し8隻	13隻
戊戌	官3	民5	明記無し5隻	12隻
己亥	—	—	明記無し13隻	13隻
庚子	官3	民2、番外1	明記無し8隻	13隻
辛丑（1781、天明元年／乾隆四十六年）	官2	民5	明記無し6隻	13隻
	※「天」字船も「范」字船に入れて合算している			

上記の史料には記録の不備（人名の誤写や船の所属の記入漏れなど）があり、完全なデータではないが、日本に渡来した銅船の様子を知る貴重な手掛かりである。これによると、范氏の年間入港船数はつねに変動しており、一概に七隻という状況ではなかった。また同じことが民銅船にしてもみられるのである。数字のズレは何によって起きたか。要因は複数あると思われるが、とくに天候

の要素が重要であろう。つまり、中国から出帆しても海上の天候不順により長崎への入港が遅れると、配銅される順が延び、所定期間内の帰国が難しくなることが想像される。記録が比較的整っている甲申年から甲午年（乾隆二十九年～三十九年）をみれば、この十一年間の范氏銅船の入港数は、所属の明記がないものを除き、通算六十七隻あり、平均して一年に六・一隻となる。年間派船七隻の規定とはさほどの差はなかった。

## 2. 弁銅の仕組み

### （1）銅局

范氏の弁銅機関は主に二カ所に設けられた。銅局の本部は蘇州の虎丘一帯にあり、それを「官局」、「范局」、または「天錫局」などと呼ぶ（「天錫」は范氏の商号とみられる<sup>30)</sup>）。乾隆中期以後、浙江省の乍浦が唯一の対日貿易港となり、范氏の銅船はすべてここから出帆するため、同地に弁銅の出先機関が設置された<sup>31)</sup>。

江戸期日本の漂流史料に乍浦に関する記述が散見する。これによれば、同地では一般に洋銅商人のことを「○氏十二家」と呼び、「○氏」はすなわち時の官商、「十二家」は民商のことを指し、合わせて「両局」という呼び方もある。出先機関として、「両局会館」をはじめ、問屋や船宿・倉庫などの施設が揃っていた<sup>32)</sup>。乾隆三十九年（1774）、帰国のため乍浦で待機していた陸奥国最吉丸の乗組員はここで「日本商范氏十二家」の「介抱」を受け、問屋の二階で宿泊し食事や衣類・布団などの提供を受けた<sup>33)</sup>。また乾隆四十五年（1780）同地を滞在した大坂伝次郎船の乗組員によると、彼らが宿泊した「船問屋」の作業場はかなりの広さであり、百二十人ほどの男女従業員がその中で働き、荷造り・会計係・炊事係などの分業があったという<sup>34)</sup>。清人沈衡の『海上竹枝詞』にも「城中几日送梅雨，海上連朝舶趕風，報說洋船齊進口，便開官局看称銅」の句がみられ、銅船が乍浦港に到着した際の賑わいと官局で行われる「称銅」（銅を量る）の場面を描いている<sup>35)</sup>。

## （2）行商

范氏自身はあくまでも「在唐荷主」として、銅船の出帆にあたり行商と船戸を雇って長崎に向かわせていた。松浦章氏の指摘にあるように、ここの行商は「船頭」・「船主」なども呼ばれ、単なる「雇われた」という関係ではなく、在唐荷主の代理として日本との商売に関する一切の権限が与えられたものであったとみられる<sup>36)</sup>。したがって行商の才覚が范氏の弁銅運営に大きな影響を与えるものであった。

明和元年から天明元年（1764～1781年、乾隆二十九年～四十六年）の日本側史料に名前がみられる范氏所属の行商と入港時の番立を表2にまとめた<sup>37)</sup>。

表2

行商名	入港船の番立	渡航回数
黃恪齊	申（1764）二番	1
汪繩賦（武）	申（1764）五番、亥（1767）三番、午（1774）六番、未（1775）十一番	4
趙紹統	申（1764）六番	1
崔景山	申（1764）七番、酉（1765）七番、戌（1766）七番	3
曹體山	申（1764）十番、亥（1767）四番	2
朱秉鑑	申（1764）十一番、亥（1767）三番、卯（1766）十番	3
張雲衢	申（1764）十二番、戌（1766）四番、亥（1767）八番、丑（1769）四番、辰（1772）八番、申*（1776）十番	6
程玉田	酉（1765）二番	1
劉文園	酉（1765）三番	1
楊（揚）寰九	酉（1765）六番	1
趙紹統	申（1764）六番	1
崔景山	申（1764）七番、酉（1765）七番、戌（1766）一番、戌（1766）七番	4
項乾昇	酉（1765）十一番、巳（1773）十番	2
俞祉繩	酉（1765）十一番	1
唐重花	戌（1766）五番	1
黃世吉	戌（1766）九番、丑（1769）七番、辰（1772）六番	3

## 清代洋銅官商范氏一族の軌跡（華）

崔輝山	亥(1767)二番、子(1768)九番、寅(1770)三番、辰(1772)九番、巳(1773)九番、酉*(1777)九番	6
王世吉	亥(1767)四番、卯(1771)一番、申*(1776)十二番、戌*(1778)八番、亥*(1779)七番、	5
馮可亭	亥(1767)六番、子(1768)八番	2
射靈眼	亥(1767)六番	1
張公侯	亥(1767)九番、寅(1770)八番、卯(1771)十一番	3
冀旭如	亥(1767)十二番、丑(1769)三番	2
孟定侯	亥(1767)十三番、丑(1769)八番、辰(1772)五番、申*(1776)一番	4
蔣倍之	子(1768)三番、丑(1769)十三番、卯(1771)七番、午(1774)五番	4
黃維翰	子(1768)五番、卯(1771)四番、卯(1771)十二番、辰(1772)十三番、午(1774)十一番	5
楊(揚)光宇	丑(1769)十二番、卯(1771)十三番、巳(1773)十三番、未(1775)十二番	4
段紫佩	寅(1770)五番、卯(1771)六番、未(1775)十三番	3
周絳屏	寅(1770)九番、未(1775)五番	2
楊(揚)曜文	卯(1771)三番、巳(1773)二番、申*(1776)四番	3
俞翰選	卯(1771)八番	1
馮聲遠(園)	巳(1773)三番、午(1774)十二番、酉*(1777)十三番	3
范映天	巳(1773)三番	1
顏義來	巳(1773)七番、酉*(1777)四番、亥*(1779)十三番	1
許非揚	巳(1773)十番	1
楊曜祥	午(1774)五番	1
方西園	午(1774)六番	1
崔花(華)年	午(1774)八番、戌*(1778)六番、子*(1780)十一番	3
范竹圃	酉*(1777)十一番	1
王東山	戌*(1778)二番	1
范吉昇	申*(1776)七番、戌*(1778)十番	2
段曠章	戌*(1778)十三番	1



## 清代洋銅官商范氏一族の軌跡（華）

魏公燧（燧）	子*（1780）四番	1
張玉符	子*（1780）十二番	1
王德中	子*（1780）十三番	1
姜又端	丑*（1781）三番	1
王東天	丑*（1781）七番	1
	注:上記の期間において、干支として申、酉、戌、辛、亥、子、丑が二回出てくるため、後者の方に*を付した。なお下線付きは、所属の明記はなかったが范氏船とみなしているもの。	

## （3）船戸

船戸と在唐荷主范氏とも雇用関係で結ばれているが、その詳細を知る史料は少ない。現時点で档案史料に船戸名として上がっているのは以下の二十四隻である（表3を参照）。そのうち「万日新」と「范常吉」の二隻は范氏が出資して建造した船である<sup>38)</sup>。ほかの多くは范氏と長期にわたる雇用関係が存在したものとみられる。表3によれば、魏元盛（11ヶ年13回渡航）、何廷宝（14ヶ年14回渡航）、林永順（12ヶ年12回渡航）、万日新（14ヶ年14回）の諸船はとりわけ渡航回数が多く、范氏の洋銅運輸の主力をつとめたとみられる。

一例として船戸魏元盛についてみたい。彼は乾隆二十七年にも范氏の船戸となり、以後、乾隆四十年代後半までこの仕事をしていた。中断の有無は不明だが、二十年以上継続した可能性が高いと思われる。似た事例に何廷宝、史順興などもある。後者の二人も乾隆二十七年か二十八年、すなわち范清注の時から雇われた。史順興は四十四年（1779）までの渡航記録があり、何廷宝は四十七年（1782）すなわち范氏の最期まで渡航を続けた。このことから、船戸と范氏の契約関係は官商責任者の交替と連動しないものとみられる。長年の航海経験を有する船戸は雇い主にとって貴重な人材であったからであろう。

## 清代洋銅官商范氏一族の軌跡（華）

表3

帰港年次 (乾隆朝)	船戸名	銅助数 (助)	所属官商名 / 出典
27年	楊士合、魏元盛、施新利	30万	范清注 / 『宮中档乾隆朝奏摺』 (以下乾隆朝と略す) 16輯 655 注①
28年	楊士合、何廷宝、王永慶	30万	范清注 / 乾隆朝 20輯 260
29年	楊士合、史順興、金允泰、何廷宝	41万	范清洪 / 乾隆朝 23輯 734
30年	魏元盛 (2回)、林永順、万友順	47.12万	范清濟 / 『宮中朱批奏摺財政類』 (以下財政類と略す) 1265- 006 注②
31年	楊士合、魏元盛 (2回)、何廷宝、 史順興 (2回)、金允泰、林永順、 周順興	90万	范清濟 / 財政類 1268-016
32年	魏元盛、金万裕、万日新、金允泰、 許成春	50万	范清濟 / 乾隆朝 29輯 254
33年	何廷宝、林永順、金万裕、万日新、 許成春	50万	范清濟 / 財政類 1270-004
34年	楊士合、魏元盛、何廷宝、史順興、 金万裕	50.65万	范清濟 / 財政類 1273-028
35年	楊士合、何廷宝、林永順、許成春、 金万裕、万日新	60万	范清濟 / 財政類 1278-025
36年	史順興、金万裕、万日新、周永安、 岳順興、范繼宗	60万	范清濟 / 財政類 1282-012
37年	魏元盛、何廷宝、史順興、林永順、 万日新、范繼宗	60万	范清濟 / 財政類 1287-002
38年	何廷宝、林永順、金万裕、万日新、 周永安、江祥泰	60万	范清濟 / 乾隆朝 33輯 555
39年	魏元盛、何廷宝、史順興、林永順、 范繼宗、金源宝、周順利	70万	范清濟 / 財政類 1291-002
40年	魏元盛、何廷宝、万日新、范繼宗、 金源宝 (2回)、周順利、洪成泰	80万	范清濟 / 財政類 1298-015
41年	魏元盛、林永順、万日新、范繼宗、 金源宝、洪成泰	60万	范清濟 / 財政類 1303-029
42年	魏元盛、何廷宝、史順興、林永順、 万日新、周順利	60万	范清濟 / 乾隆朝 41輯 151
43年	魏元盛、史順興、万日新、范繼宗、 金源宝、周順利、洪成泰	70万	范清濟 / 乾隆朝 45輯 801
44年	何廷宝、史順興、林永順、万日新、 金源宝、范常泰、周万順	70万	范清濟 / 財政類 1308-008
45年	何廷宝、林永順、万日新、范繼宗、 金源宝、周万順、魏宏勝	70万	范清濟 / 財政類 1314-004
46年	林永順、万日新、范繼宗、全源宝、 金源宝、魏洪 (宏) 勝、范常吉	70万	范清濟 / 「軍機処録副奏摺」 03-0785-026 注③
47年	何廷宝、万日新、金源宝、周万順、 魏宏勝、范常吉	60万	范清濟 / 乾隆朝 54輯 169

注：①「輯」以下の数字はページを意味する。②「財政類」に付されている数字は当該史料の目録である『中国第一歴史档案馆所蔵朱批奏摺財政類目録』（中国財政経済出版社、1992年）に記されている档案整理番号である。

③中国第一歴史档案馆所蔵、後の数字は档案整理番号である。

なお、本表の作成にあたり、松浦章「清代官商採弁洋銅弁回船隻」（前掲松浦書所収）の表1、表2（355、359頁）並びに前掲劉序楓論文②の表5が参考になった。ただし誤りとみられる箇所は本表で修正した。

#### 四、弁銅事業の破綻とその波紋

范氏の弁銅事業は、乾隆四十七年に終焉を迎えた。

前述のように、債務返済のため洋銅官商の任についた范氏には、従来の「先帑後銅」制度は事実上適用されなかった。そのため范氏は官塩の販運による収益を以って弁銅資金に充て、それでも不足の場合は国庫から高利帑金を借り入れるほか方法がなかった。故に後半に清朝史料から出てくる「借帑弁銅」の表現が相応しいと考える。官商の任を引き継いだ時から、資金難に直面しながらも二十年近く辛うじてやり繰りをしてきた范清済に、ついにその事業の破綻が訪れた。きっかけは、乾隆四十六年（1781）の銅船遭難と長蘆塩生産地の被災であった。乾隆四十七年内務府を通しての上奏に、

職命運乖蹇、所發洋船將抵東洋、忽遭颶風打回、拋棄貨物無算。更有范成泰一船、人貨全傾、虧折成本六万兩、報明江浙兩省有案。

とみえ、范氏の銅船が長崎に近づいたところで強風に遭い、船が吹き戻され、貨物のほとんどが海に拋棄された。中には乗組員と貨物がともに転覆した船もあった。この海難事故で六万兩の大損が生じた。

他方、弁銅資金の命綱であった長蘆塩の生産も不況へ、

去夏海潮漲湧、冲壞坨塩三万余包、折本銀三万兩、以致今年不能周轉、告運艱難、目下各引地將有斷塩之虞、轉瞬奏銷無所抵補。<sup>39)</sup>

とあるように、乾隆四十六年夏、潮の高まりで塩田が海水に浸かり、生産が壊滅状態となった。そのため四十七年分の官塩の販運ができなくなり、各引地に

断塩の恐れが生じている。この損失で范氏は弁銅資金の抛り所を失っただけではなく、塩務そのものの継続すら危うくなったという。

さらに長蘆塩政微端は、范氏を倒産に追い込んだ根本的な要因があるとして、次のように分析した。

詰其受病根由、拋称接弁之初、引地銷塩獲有余息、以行引之余息、即為彌補採銅之費。近年百物昂貴、運本日増、行引不但無利且時有虧短、毎年尚需添湊運本、而銅費無出又需另行全措、逐年挪東補西、遂至力不能支、此其受病根由也。<sup>40)</sup>

微端は、范清済の「病」すなわち今回の危機の根が深いという。弁銅を引き受けた当初では、長蘆塩の販売で「余息」（利潤）が得られ、それを以って弁銅の欠損に充てることができた。しかし物価の上昇につれ官塩の運送費用も上がり、数年前から塩業の利益が赤字に転じた。塩業でも資本が欠乏し、弁銅を支えるのがさらに困難になった。

乾隆四十七年の時点で范氏が抱えていた債務は主に二つからなる。一つが「旧欠」四十七万余両、これは范清注の時代に生み出した債務額である。范清済に代わってから元本の完済には至っていないが、息銅を払い続けたことでそれ以上の債務額の拡大は免れたようにみられる。もう一つは「新借」三十万両、これは一年前（乾隆四十六年）に、范清済が塩・銅両方で回転資金不足に陥り、つなぎ資金として借り入れたものである。彼は本来、これを十五万両ずつで塩務と銅務に支出し目の前の難関を乗り切ろうとしていたが、思いがけぬ事故の多発でその計算に狂いが生じた。銅船の遭難に塩田の被災が重なり、「接弁引塩、採購洋銅」の運営図式がついに崩れるに至った。

乾隆四十七年十一月、倒産を覚悟した范清済は、自己資産をもって債務を償いたいと申し入れた。彼の試算では、この時点の負債額は七十七万両程度で、未払い利息を上乗せしても八十万両以内にとどまる。それに対して自分の資産は、塩引地の経営権（官塩販売権）に自家所有の銅船、並びに塩田の諸設備などをあわせると、百万両を超えると見なして、よって十分に相殺可能であると判断していた。しかし清朝関係者の間では彼の処罰をめぐって、直ちに「取産治罪」（資産を没収し罪を問う）するかどうかについて結論をすぐに出せなかつ



た。後任者の選出が難航する中、弁銅任務の重大さと困難さを考え范清済を任に留めておこうという案も出た。

范清済承弁洋銅、解供六省鼓鑄、所関匪細、弁銅弁引、自必相連、未便專顧弁引、置弁銅於勿論。現在長蘆衆商中並無可以承弁之人、即或選有妥人、而各引地已經缺塩、銅船又待開洋、需用浩繁、勢必仍求籌借帑本方能接弁、尚恐初次接手、未能諳練。而范清済数十年來弁解銅船並無貽誤、現亦不過缺少資本、與其籌借於另易之生手而仍難保其不誤、轉不若范清済之尚為熟手<sup>41)</sup>。

つまり、弁銅という仕事は責任重大の上、経験を要するものである。もとより「弁銅」と「弁引」（＝弁塩、塩務のことを指す）の両事は結びついているものであり、塩務だけを考えることはできない。范清済は弁銅において実績があり、当面の資金繰り問題が解決すれば継続が可能になる。不慣れの新任者をいきなり起用するより、長年の弁銅経験を有する范清済の続投が安全であろう、という見方であった。

しかし最終的に乾隆帝は上記の提案を退けた。すでに泥沼に陥って身の動きが取れなくなっている范清済に新たな公金を注入しても返済できる保証がないとして<sup>42)</sup>、乾隆四十八年（1783）二月、范清済の罷免・資産没収とともに、「選派商人王世榮接弁范清済銅務」（商人王世榮を選出して范清済の銅務を引き継がせる）が命じられた。

後任となった商人王世榮については後述したい。ここでまず注目を要するのは、清朝の処罰措置と范氏内部の反応である。この点については乾隆四十八年二月一日付けの上諭が興味深い。

諭軍機大臣等、摺微瑞覆奏、籌弁銅塩一摺、已批交該衙門議奏矣。内称范清済自弁理銅塩、二十年之久、尚拖欠官項銀一百二三十万兩、且將范毓齋河東旧有塩池産業、變抵二十万兩外、实在抵銷無幾。查范清済、係范毓齋之姪、私心樂於官項不清、輾轉藉延、拋其塩産。其子范李、經管引地、剋扣自肥、積有厚貲。今銅塩諸務、既已諉卸他人弁理、豈可聽營私誤公之人、脫然事外。請將上年欠課銀十一万二千余兩、除引店存錢扣抵外、其余著落范李完納等語。范清済弁運銅塩以來、拖欠官項累々、該

塩政極力催迫、始終懸宕、不能依限完交、今不得已另覓妥商代為承弁。而伊子范李、經管一切、剋扣自肥、殊屬貪利誤公。且從前范毓績鹽池產業、盡為范清濟變抵官項、而現在范清濟父子、轉得坐擁厚貲、脫然事外、不足以昭情理之平。仍恐范清濟不肯歸還范毓績原產、藉端延宕、著傳諭農起、即查明范清濟原籍自置產業共有若干、除勒限撥還從前范毓績原產外、其余量其貲本、酌令議罰若干、以為賠繳前欠之用、仍著農起悉心查明、定奪具奏。所有徵瑞原摺、著鈔寄農起閱看。將此由四百里發往、並諭徵瑞知之。<sup>43)</sup>

上記のように、范清濟の失脚が確実にになると、毓績の後代が、二十年前に官商のポストを乗っ取られたとして清濟一家への怨恨を露わしにした。上諭の内容でわかるように、彼らは一族でありながら清濟とその息子范李を痛烈に非難し、塩・銅の経営失敗の原因がほかではなく清濟父子の貪欲による不正行為にあったとする。加えて彼らは、かつて清濟が官商になったことを利用して、本来毓績の家産である河東塩の引地を勝手に売却してその金を横取り、その上長蘆塩の利益をも独占したと訴え、清濟を官商から追い資産を没収するなら、先代毓績の家産は自分らのもとに戻してほしいと嘆願した。このように、范清濟の失脚で一族内部の軋轢も表面化し、毓績一派がここで家産奪回のチャンスを狙ったのである。

范清濟の資産に対する調査は乾隆四十八年二月に始まり、同年五月まで続いた。はじめに范氏の本籍である山西省介休県張原村を調査したが、実際に当地での資産は予想より少なく、取り調べの範囲がしだいにほかの省に拡大していった。内務府のまとめによると、清濟は本籍地以外の各地で多数の資産を所有しており、長蘆塩の販路にあたる直隸・河南の二十の州県には塩店・倉庫があり、山西省内の大同県、平遥県、陽曲県並びに北京、張家口、歸化城などの地には土地・家屋及び各種の店舗、加えて蘇州には銅局などがある。倒産直前とはいえ、少なくとも十数万両以上の資産をその時点では保有していたとみられる<sup>44)</sup>。しかし清朝は、その額ではとうてい百万両を超える巨額な負債を償えない、ほかに資産の移転・隠ぺいはないかとして、范清濟と息子らをさらに厳しく追究するように命じた。他方、毓績の子孫からの要望に対しては、調査

で毓績の家産と判断された直隸・河南二省の「旧有引地」及び北京・張家口の「旧有産業」を毓績の「嫡派長孫」范重榮に引き渡し、「以資養贍」（生計に資するよう）とした<sup>45)</sup>。

## おわりに

乾隆四十八年四月、「新商」王世榮が弁銅活動を開始した。これをもって、四十年間続いた洋銅官商范氏の時代は幕を閉じた。

王世榮は、天津商人王鳳起を父親にもつ長蘆塩商の一人である<sup>46)</sup>。その身分からすれば、ポスト范氏の時代に入っても、「接弁引塩、採購洋銅」、すなわち塩商に弁銅業務を抱き合わせて塩業の利益で弁銅の欠損を補うという運営の図式は受け継がれた。しかしこれはあくまでも大枠について言えることで、制度の内面をみると、いくつもの変更点が生じていることに気がつく。

まずは塩商と銅商の関係について、范氏時代では塩務も銅務も范氏の単独運営であったが、王世榮に代わってからは複数の塩商と一人の銅商の組み合わせとなった。

選派十商代弁引塩、於十商内派一商弁銅、統於范清濟原欠銅限十四年内、務將范清濟一切未完官項及応交銅觔、掃数全清。<sup>47)</sup>

とあるように、王世榮を含む十人の塩商が范氏の引地運営を代行し、その塩業の収入から年間八万兩を共同で拠出して銅商王世榮の弁銅資金に充てる。

次は銅価について、

蘇州洋銅官局、原係范清濟兼弁、因欠項參革、議令代弁十商按年解送銅費以抵欠項。……於范商引地余息内毎年撥給銀八万兩作為銅費、以資奔運、核計銅価每百觔合銀十五兩八錢零。

とみえ<sup>48)</sup>、范氏の時代では官銅百觔を十三兩五錢と定めていたが、王世榮以後はその価格を上げて十五兩八錢として、よって官銅と商銅の差が二兩ほど縮小し、価格の差による洋銅官商の不利益が減った。

さらには余銅の扱いについて、

摺閱鶚元奏、蘇州官商承弁洋銅、除每年額解六省五十一万觔外、其多余

銅俱一律交官、俟年清年款之後、仍准該商變売余銅等語、此項銅斤、前因弁理不善、圧欠甚多、是以余銅不准自行變売、今新商王世榮代為接弁、嗣後除每年額運正項銅斤交清、並酌量分年帶交積欠若干外、其余銅觔、准其照旧變売、以紓商力。<sup>49)</sup>

とある。范氏の場合では債務返済の関係で余銅の販売を厳しく制限したが、王世榮に対してそれを大幅に緩め、当該年次の上納額を満たし、范氏の「積欠」も少しずつ納めていけば、余銅の自由販売は認めることとなった。

以上で明らかのように、范氏時代の終焉にともない、清朝の洋銅官商制度も変化しはじめた。私見では制度的な調整は嘉慶年間（1796～1820）以後にも続いた。なぜこのような調整が必要になったか、それが清朝の弁銅体制の維持にどのような役割を果たしたか、さらに、制度の推移とともに范氏以後の洋銅官商の在り方はどう変わっていったのか、いずれも前近代海外貿易における官商像を解き明かす上で重要なテーマである。機会を改めて検討したい。

## 注

- 1) 范氏の系譜については、松浦章「山西商人范毓績一族の系譜と事蹟」（『清代海外貿易史の研究』、朋友書店、2002年）、張正明・張舒「從《范氏家譜》看山西介休范氏家族」（『中国晋商研究』、人民出版社、2006年）などによって解明されている。内務府商人范氏を論じた労作には、韋慶遠・吳奇衍の「清代著名皇商范氏の興衰」（『档房論史文編』、福建人民出版社、1983年）が挙げられる。
- 2) 内田直作の『日本華僑社会の研究』（同文館、1949年）、山脇悌二郎の『近世日中貿易史の研究』（吉川弘文館、1960年）と『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1964年）など、多数ある。
- 3) 香坂昌紀「清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について」（東北学院大学論集・歴史地理学、11号、1981年）、劉序楓①「日清貿易の洋銅商について—乾隆～咸豊期の官商・民商を中心に」（九州大学東洋史論集、15号、1987年）；②「清康熙～乾隆年間洋銅的進口與流通問題」（『中国海洋發展史論文集』第7輯上、1999年）を参照。



- 4) 「宮中档朱批奏摺類」（中国第一歴史档案馆所蔵、以下同様）、乾隆元年一月十七日李紱の奏。
- 5) 「宮中档朱批奏摺類」、乾隆元年三月十七日張廷玉の奏、同年五月二十四日張渠の奏。
- 6) 『清朝文献通考』卷十六。
- 7) その後「官六民四」の割合となり、商銅の六割を官が買い取り、残りの四割が市場で自由販売できる。
- 8) 『大清会典事例』卷二百十五、戸部。
- 9) 「宮中档朱批奏摺類」、乾隆五年四月十六日訥親の奏。
- 10) 嘉慶『介休県志』卷七～九及び前掲松浦章、張正明書（注1）の関連部分を参照。
- 11) 『碑伝集』卷四十二、汪由敦「贈中憲大夫太僕寺卿范府君毓麟墓表」；嘉慶『介休県志』卷九、卷十二。
- 12) 前掲劉序楓論文②を参照。
- 13) 『碑伝集』卷四十二、汪由敦「贈中憲大夫太僕寺卿范府君毓麟墓表」。
- 14) 『清朝文献通考』卷十六；『林文忠公政書』甲集、江蘇奏稿；光緒『蘇州府志』卷十九；などによる。
- 15) 「宮中档朱批奏摺類」、乾隆11年2月15日范毓麟の奏。
- 16) 沈德潜「范太僕神道碑銘」、『歸愚文鈔余集』卷六。
- 17) 『清朝文献通考』卷十七。
- 18) 「宮中档朱批奏摺類」、乾隆九年一月二十九日訥親の奏に、「今奉諭旨、著令（范毓麟）弁銅完補。京局銅觔尚足敷用、令將弁回銅觔分運各省供鑄、使錢文流通、其多余銅觔、聽其自行售売、免納関税」とあり、責任額を果たしていれば余銅の販売は許可するとしていた。
- 19) 「内務府来文」、乾隆三十一年六月（前掲韋慶遠・呉奇衍論文より）。
- 20) 前掲韋慶遠・呉奇衍論文を参照。
- 21) 「内務府来文」、乾隆三十～三十一年（前掲韋慶遠・呉奇衍論文より）。
- 22) 嘉慶『介休県志』卷十。
- 23) 嘉慶『介休県志』卷七～卷九。なお、『清代官員履歴档案全編』（華東師



- 範大学出版社、1997年）第16、17冊を参照。
- 24) 「内務府奏銷档」、乾隆三十一年三月二十六日。王景麗『清前期内務府皇商范氏の商業活動探析』（中央民族大学碩士論文、2007年）34頁を参照。
  - 25) 「内務府來文」、乾隆三十～三十一年（前掲韋慶遠・吳奇衍論文より）。
  - 26) 光緒『蘇州府志』卷十七。
  - 27) 「宮中档朱批奏摺類」、乾隆三十七年六月七日高晋・薩載・富勒渾の奏に「三十二年倭人與該商等定議、於向發十五船内減船二隻、每年只許發船十三隻、官商發船七隻、額商又減二船、止發六船」とみえ、今回の減船は日本側の要望による結果であったという。
  - 28) 『宮中档乾隆朝奏摺』（台北・国立故宮博物院編、以下同様）第55輯448、450頁、乾隆四十七年三月二十一日の条。
  - 29) 『長崎県史 史料編第四』（吉川弘文館 1965年）所収。
  - 30) 「天錫」を范清洪の号とみなす意見もあるが（前掲劉序楓論文①を参照）、范清注の時に塩引地に関して「天錫」の名がすでにみられることから、私見ではこれを毓績家の商号とみなすことが妥当であろう。范清済は前者から官商を引き継いだため、「天錫」の商号も引き続き使われたと考えられる。蘇州の銅局は乾隆四十八年まで「天錫局」と呼ばれた。
  - 31) 『宮中档乾隆朝奏摺』第55輯448頁、乾隆四十八年三月二十一日の条に「查該商所發洋船均在浙江之乍浦地方發運出口、至回棹時、亦在乍浦進口」とある。
  - 32) 「軍機処録副奏摺」（中国第一歴史档案館所蔵）、「查封范清済蘇局暨浙省銅觔貨物成本清單」（档案番号：03-0787-039）によれば、乍浦の范氏所有施設として、土地を租借して建造した「樓屋三間、厰屋三間」があり、また蘇州の「天錫局」は「一百二十九間」の「自置房屋」をもつ一画であった。
  - 33) 『続長崎実録大成』卷九、二六五頁。
  - 34) 石井謙治「史料紹介・大坂伝次郎船異国エ漂流致し候一件」（『海事史研究』18号所収）。
  - 35) 沈筠『乍浦集咏』卷五（東洋文庫所蔵）。
  - 36) 前掲松浦書（75頁）を参照。

- 37) 「明安調方記・唐船宿町順」（『長崎県史 史料編第四』）を参照。
- 38) 『宮中档乾隆朝奏摺』第55輯449頁、乾隆四十八年三月二十一日の条に、「范清濟自己置造万日新、范常吉洋船二隻、約值工銀一万兩。再、魏宏勝、林永順、周万順、何廷宝四家船戶、有陸統將船抵借范清濟銀二万三千七百餘兩」とある。
- 39) 『宮中档乾隆朝奏摺』第53輯684頁、乾隆四十七年十一月六日の条。
- 40) 『宮中档乾隆朝奏摺』第53輯685頁、乾隆四十七年十一月六日の条。
- 41) 『宮中档乾隆朝奏摺』第53輯685頁、乾隆四十七年十一月六日の条。
- 42) 『宮中档乾隆朝奏摺』第54輯517頁、乾隆四十七年十二月二十一日の条に、「范清濟不善經理、獲息無多、實難保其永遠不致缺乏。連日察看范清濟、人已籠鐘、平日信任其子范李、一味營私剋扣、全不知營運之道、斷不可再令接手」とある。
- 43) 『清高宗實錄』卷一一七五、乾隆四十八年二月丁丑の条。
- 44) 范清濟の資産については、「軍機処档摺件」（台北・国立故宮博物院図書文献館所蔵、以下同様）乾隆四十八年四月二十九日農起の奏が詳しい。前掲注32の「查封范清濟蘇局暨浙省銅舫貨物成本清單」によれば、乾隆四十八年蘇州「天錫局」の資産額だけでも十三万兩を超えていた。
- 45) 「軍機処档摺件」、乾隆四十八年五月十八日徵瑞の奏。
- 46) 『清高宗實錄』卷一一九五、乾隆四十八年十二月癸酉の条。
- 47) 「軍機処档摺件」、乾隆四十八年五月十八日徵瑞の奏。
- 48) 「軍機処档摺件」、嘉慶二年正月二十七日費淳の奏。
- 49) 『清高宗實錄』卷一一八六、乾隆四十八年八月丁卯の条。なお『清朝文献通考』卷三十二にも同文。

